成年後見制度の活用

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどにより判断能力が不十分な方に、ご本人の権利を守る援助者「成年後見人」を選ぶことで、ご本人を法律的に支援する制度です。

成年後見人は、本人の心身の状態や考えを尊重し、不動産・預貯金などの財産管理、医療・介護・福祉サービスの利用契約などの身上保護を行います。配偶者や子などの親族のほか、弁護士・司法書士・社会福祉士など本人の権利を擁護するのにふさわしい人を裁判所が選任します。

「任意後見制度」「法定後見制度」の2種類があります

　●判断能力が不十分になる前に ・・・①任意後見制度

　⚫判断能力が不十分になってから ・・・②法定後見制度

①任意後見制度／判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、自ら選んだ任意後見人に支援してもらう内容をあらかじめ契約で決めておきます。契約は公正証書で、手続きは公証役場で行います。本人の判断能力が低下したときにご本人やその配偶者・四親等内\*の親族等が家庭裁判所に申し立て、任意後見監督人が選任されて任意後見契約が開始されます。

②法定後見制度／認知症や障がいなどにより財産管理や各種契約ができなくなったときなどに利用する制度です。四親等内の親族や市町村長（身寄りがない場合など）が家庭裁判所に申し立てます。家庭裁判所では、後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人を選任します。なお、誰を後見人等に選任するかの家庭裁判所の判断については、不服申立はできません。

　＊ご本人から見て次の方たちが、四親等内の主な親族に当たります。

　　・親、祖父母、子、孫、ひ孫　　　　　　　・兄弟姉妹、おい、めい

　　・おじ、おば、いとこ　　　　　　　　　　　　　・配偶者の親、子、兄弟姉妹

問い合わせ・相談先

綾町福祉保健課　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　☎０９８５－77‐1114

綾町社会福祉協議会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　☎０９８５－77-3066

成年後見の申立先 宮崎家庭裁判所後見センター　　　☎０９８５－68-5144